

■ 週休2日交替制モデル工事の試行

週休2日対象工事の課題と対策

- 週休2日補正係数の適用は、現場閉所が条件となっているため、休日作業が必要な工事に適用できていない
- 建設業の働き方改革を推進する観点から、現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日日数で週休2日に取り組む新たな試行

対象工事

【工事内容】

- ・ 維持工事、構造物維持工事、維持作業等 ※ 契約済みの工事（複数年維持含む）も対象とすることができる
- ・ 災害復旧工事（社会的要請により休日確保が困難な工事）

【発注方式】

- ・ 「受注者希望方式【交替制モデル】」とする

積算方法（補正係数）

- 補正対象は、労務費のみとし、現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日確保状況に応じて精算変更時に補正する

$$\text{休日率（％）} = \text{技術者・技能労働者の平均休日日数} \div \text{全体工期} \quad \text{【基本式】}$$

※ 全体工期とは、工事着手日から工事完成日までの期間とする。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※ 休日率は、全ての技術者、技能労働者の平均とする

※ 変更で対応する場合は、「全体工期」ではなく「確認対象期間」とする

休日率	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05

【モデル工事での検証事項】

- ① 休日取得の確認方法 ② 労務費以外に増加となる経費（共通仮設費、現場管理費等）の実態 etc.

■ 週休2日交替制モデル工事の試行

① 技術者・技能労働者の休日確保の確認方法について

休日確保の確認方法

- 確認方法は施工計画書に明記し、工事着手前に監督職員と協議。（変更で対応する場合は指示日以降に協議）
- 確認書の提出を求め、休日確保状況に応じて精算変更時に補正する。最低限、以下の項目は確認を行う。
 なお、実施状況は書類の作成負担にも配慮し、既存資料の提示を求め確認する。

対象者

- 施工体制台帳上の元請け・下請けの技術者・技能労働者を対象。ただし、非常勤（臨時）で従事する者は除く。

平均休日日数の割合（休日率）の算出

- 対象者ごとに、休日日数の割合（＝当該工事における休日日数／工期日数※）を算出

※ 工期日数は、前述した全体工期と同様の扱いとする。なお、下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

- 全対象者の「休日日数の割合（休日率）」を平均化

$(\text{休日日数}) / (\text{工期日数}) \times 100 (\%)$

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	(休日日数の割合)の 平均値 28.9%
	■ ■	300	80	26.7%	
	◆ ◆	300	84	28.0%	
	▲ ▲	300	90	30.0%	
B建工(一次下請)	○○	200	60	30.0%	
	□ □	200	65	32.5%	
C電設(二次下請)	× ×	100	25	25.0%	
					4週8休以上

工事着手前に確認

工事完成時に確認

■ 週休2日交替制モデル工事の試行

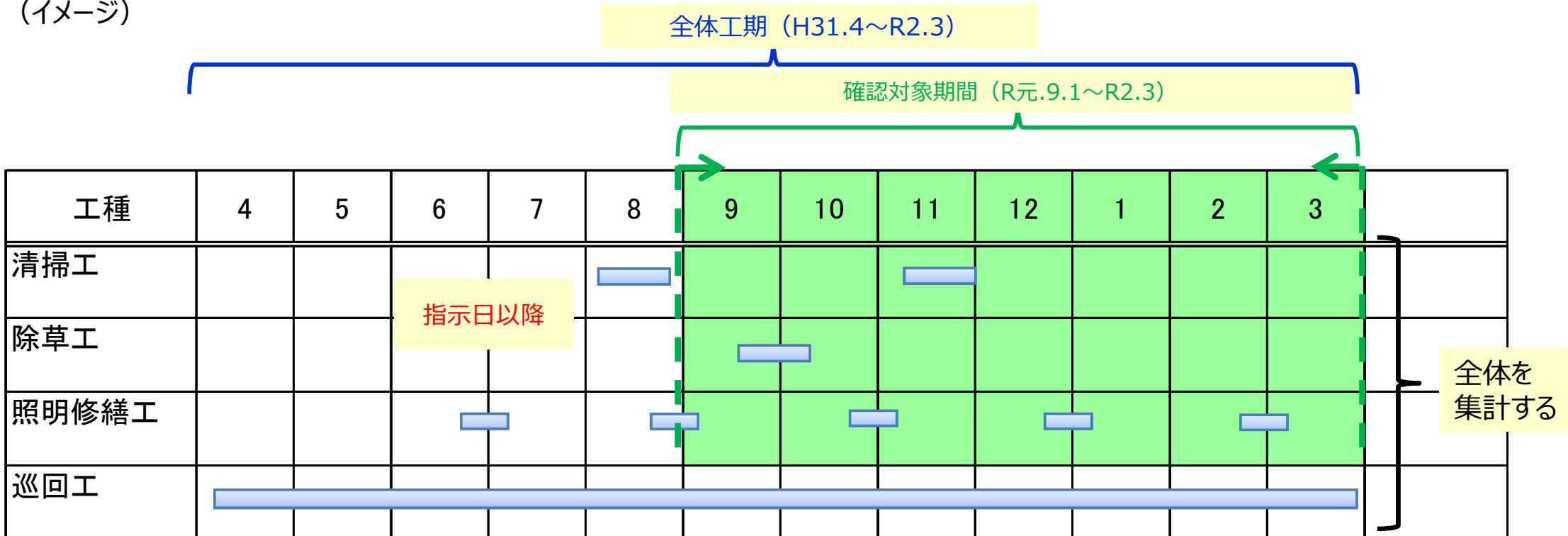
変更で対応する場合の取扱

- 原則、変更（指示）以降の期間（以下、「確認対象期間」という。）について状況を確認することとする。
 - 労務費の補正係数は、全体工期のうち、確認対象期間の割合を乗じる。
- 例）全体工期日数300日のうち、210日を確認対象期間とし、その中で4週8休以上を達成した場合
 ⇒労務費の補正係数は $1.00 + 0.05 \times 210 / 300 = 1.04$ で設定
 ※補正係数は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

対象工種・確認対象期間

- 確認対象期間内の全工種、全ての技術者、技能労働者の平均での休日率で判断する。ただし、道路巡回工は除く。
- 補正対象の労務費は、全体工期における全工種の労務費とする。（確認対象期間外の労務費を含む。）

（イメージ）



■ 週休2日交替制モデル工事の試行

② 労務費以外に増加となる経費（共通仮設費、現場管理費等）の実態について 労働者を遠隔地から調達する場合の追加コストの支払い

- 工事箇所近隣だけでは労働者を確保出来ず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合には、追加で必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要になる分を、設計変更で対応できるようにする。
- 特記仕様書等に明示して契約条件とすることによって、入札不調や不落を抑制。

